

平成31年度山形県再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、民間の再生可能エネルギーの導入事業を促進するため、事業者が金融機関から山形県商工業振興資金を借り入れた場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対し利子補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、県内に本社を有する者（当該事業のために新たに設立された特定目的会社等の場合は、県内に本社を有する企業又は団体、県内自治体、県民等の出資割合の合計が2分の1以上の場合に限る。）で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けて再生可能エネルギー発電設備の導入を行う者又は再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う者をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、山形県商工業振興資金融資制度要綱（昭和57年4月1日制定。以下「融資制度要綱」という。）第2条第3号に規定する「取扱金融機関」をいう。

3 この要綱において「山形県商工業振興資金」とは、融資制度要綱第3条第1号に規定する「産業活性化支援資金」、同条第5号に規定する「観光振興資金」及び同条第12号に規定する「再生可能エネルギー発電事業促進資金」をいう。

4 この要綱において「再生可能エネルギー発電設備」とは、法第9条第3項の規定により経済産業大臣から認定された再生可能エネルギー発電事業計画に記載されている再生可能エネルギー発電設備のうち、次の各号に掲げる設備をいう。

(1) 風力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、発電設備の出力合計が20キロワット未満である設備（以下「小形風力発電設備」という。）

(2) 風力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、発電設備の出力合計が50キロワット以上のもの（以下「風力発電設備」という。）

(3) 水力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、発電設備の出力合計が50キロワット以上30,000キロワット未満のもの（以下「中小水力発電設備」という。）

(4) 地熱を電気に変換する設備及びその附属設備（以下「地熱発電設備」という。）であって、発電設備の出力合計が50キロワット以上のもの

5 この要綱において「再生可能エネルギー熱利用設備」とは、太陽熱、温度差エネルギー、雪氷熱、地中熱、バイオマス熱等再生可能エネルギー熱を利用した設備をいう。

(補助事業者)

第3条 利子補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、山形県商工業振興資金（以下「資金」という。）の融資を受けて、県内で再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う事業者で、資金について金融機関と締結した貸借契約による約定償還元金を償還し、かつ、次条に定める期間中に約定利子（以下「利子」という。）を支払っている者とする。

(補助金の額)

第4条 利子補助金の額は、次の算式及び条件により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

算式 $A \times C / B \times D$

算式の符号

- A 平成31年1月1日から同年6月30日又は最初の利子支払い日から3年が経過した日（小形風力発電設備に係る資金にあつては、1年が経過した日）が属する月の前月の末日（その日が金融機関の営業日でないときは、その翌営業日）のいずれか早い日までの期間（以下「上半期」という。）及び同年7月1日から同年12月31日又は最初の利子支払い日から3年が経過した日（小形風力発電設備に係る資金にあつては、1年が経過した日）が属する月の前月の末日（その日が金融機関の営業日でないときは、その翌営業日）のいずれか早い日までの期間（以下「下半期」という。）に支払った利子の合計額
- B 資金の借入額
- C 補助対象資金額（資金の借入額から用地の取得費用に充てる部分に相当する額を減じた額と20億円のいずれか低い額。）
- D 補助率2分の1（ただし、平成29年度末までに商工業振興資金の借入手続きを開始している場合にあつては10分の10とする。）

条件

- (1) 上半期及び下半期の利子補助金に係る利子計算期間の合計は1年を上限とする。
- (2) 過去に利子補助金（山形県再生可能エネルギー発電事業促進資金利子補助金を含む）を受けた者が同一設備について利子補助金を受けようとする場合は、補助の対象となる利子計算期間の累計は3年（小形風力発電設備に係る資金にあつては1年）を超えることができないものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第5条 補助金交付申請書の提出期限は、上半期及び下半期それぞれ前条に定める期間の末日から2週間を経過する日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 融資制度要綱第5条に規定する認定申請書及び認定書の写し及び認定申請書の添付

書類の写し

- (2) 資金使途明細書（様式第1号）
 - (3) 金融機関の定める資金償還計画書の写し
 - (4) 利子の支払いを証明する書面
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、上半期の利子補助金の交付を受けた補助事業者が同一設備について下半期の補助金交付申請書を提出する際は、その内容に変更がない場合に限り、前項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。
- 3 前2項の補助金交付申請書は、補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

（条件）

- 第6条 補助事業者は、資金の使途とした再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備導入事業が完了した日（工事の完成日をいう。）から20日を経過する日（補助金交付申請時において既に完了している場合は、要綱第5条で規定する補助金交付申請書の提出期限）までに、事業完了届（様式第2号）に事業に要した費用の支払に係る証拠書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、前項の事業に要した費用（用地取得の費用を除く。）が第4条の補助対象資金額を下回ったときは、既に支払った利子補助金の額のうち当該下回った額に相当する利子補助金の額に係る交付の決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
- 3 補助事業者は、利子の支払いに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、平成32年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

平成31年度山形県再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金交付申請書

平成31年度において、山形県商工業振興資金の融資を受けた再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備導入事業について、山形県再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金 円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

様式第1号

山形県商工業振興資金使途明細書

区分		金額	内容
用地の取得費用以外の費用	測量設計費	円	
	本工事費	円	
	機械器具費	円	
	事務費	円	
	その他	円	
	小計 A	円	
用地の取得費用 B	円		
合計 (A + B) C	円		
財源	資金借入額 D	円	
	DのうちBに充てる部分に相当する額	円	
	自己資金 (C - D)	円	

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 所在地
 名 称
 代表者 氏 名 印

事業完了届

融資を受けた山形県商工業振興資金の使途とした再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備導入事業が完了したので、次のとおり関係書類を添付して報告します。

1 利子補助金

交付年度	利子補助金額
年度	円

2 山形県商工業振興資金（名称： ）

資金借入日	年 月 日
資金借入額	円 （うち用地の取得費用に充てる部分に相当する額を除いた額 円）

3 事業完了年月日（工事完成年月日）

年 月 日

4 事業費精算書（用地の取得費用を除く。）

区分	金額	内容	支払年月日
測量設計費	円		
本工事費	円		
機械器具費	円		
事務費	円		
その他	円		
合計	円		